

違法駐車車両措置要領の制定について

昭和61年5月1日
広交指第125号
本部長から
各部長・参事官，所属
長あて

この通達は，違法駐車車両の移動及び保管等に係る措置の適正な処理を図るため，必要な事項を定めたものである。